

国 空 安 政 第 480 号
令 和 8 年 6 月 4 日

公益社団法人 日本滑空協会 殿

国土交通省航空局安全部安全政策課長
(公印省略)

通達の一部改正について

下記の通達につきまして、一部改正をしましたので、お知らせします。
改正後の本文は、航空安全情報ポータル (<https://safetyp.cab.mlit.go.jp/>) より閲覧可能ですので、ご参照ください。

記

- ・ 航空整備士実地試験要領（国空乗第 80 号 平成 18 年 5 月 31 日）
- ・ 航空従事者技能証明等に関する事務処理要領（空乗第 248 号 昭和 51 年 4 月 26 日）
- ・ 技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（国空乗第 351 号 平成 15 年 12 月 24 日）
- ・ 旧資格を有する者が新資格を申請する場合において免除の申請ができる学科試験科目表（整備士）（空乗第 2150 号 平成 12 年 9 月 19 日）
- ・ 技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン（空乗第 1055 号 令和 2 年 6 月 29 日）

以上